

答 申 第 68 号

**三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申**

令和5年4月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関が本件審査請求の対象となった保有個人情報で非開示とした部分については、妥当と判断するが、実施機関が開示請求対象外とした情報については、請求の対象とした上で、改めて開示・非開示の決定を行うべきである。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求人が令和 4 年 8 月 31 日付けで三重県個人情報保護条例（平成 14 年三重県条例第 1 号。以下「条例」という。）に基づき行った「特定の事案について三重県教育委員会が対応した一連の文書」についての保有個人情報開示請求に対し、三重県教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 9 月 13 日付けで行った保有個人情報部分開示決定（以下「本決定」という。）の取消しを求めるものである。

3 対象保有個人情報及び本件非開示情報並びに請求対象外の情報について

- (1) 本件審査請求の対象となっている保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）は、「特定県立高等学校における事案への対応について（平成 30 年 1 月）」（以下「本件対象文書」という。）における請求者に関する情報であり、実施機関が非開示とした情報は、事実確認を行った教員のうち一部教員の氏名である。
- (2) また、本件対象文書において、請求の対象外とした情報がある。

4 審査請求の理由

審査請求書、反論書、意見書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

- (1) 実施機関は聴き取りを行った一部教員の氏名を非開示としているが、2 人とも退職している可能性が高いため、実施機関が懸念する今後正確な事実関係が把握できなくなる危険性はない。むしろ教頭の言葉を材料に隠蔽を画策しているという誤解を生まないためにも公開を要求する。
- (2) 本件対象文書には、請求者以外の情報として対象外とされた情報があるが、自分の事案への対応文書中の記載であり、自分の情報が含まれていると考える。また、中立であるはずの実施機関の職員らは監督責任の追及を恐れるがあまり、教頭の偽証を信じて行動した疑いがある。本件対象文書からも本気で教頭と向き合っているとは思えず、むしろ教頭を擁護している。これでは正しい結論が出るはずがない。よって、請求対象外とされた部分の開示を通して実施機関職員の隠蔽行為を立証していきたい。なお、この部分は今回の情報開示で初めて気づいたものであり、公開を要求する。

5 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

(1) 事実確認を行った教員のうち一部教員の氏名について

今回の審査請求と同一の文書における、三重県情報公開・個人情報保護審査会の答申（令和2年6月16日付け答申第45号）に基づき、「当該氏名を開示することになれば、今後、同種事例における聴き取り事務において、回答者は率直な意見やありのままの事実を回答することを差し控え、その結果、実施機関は正確な事実関係の把握が困難となり、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるため」、条例第16条第7号に該当し、非開示と判断した。

請求人は、すでに退職の可能性が高く、個人情報非開示の要件にはあたらないと主張しているものの、上記のとおり、今後の同種事例における聴き取り事務において正確な事実関係の把握が困難となり、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、非開示としているものである。

(2) 開示請求者以外の情報について

本件対象文書について、請求対象の範囲外の情報が含まれていたため、保有個人情報の対象外とした。この部分は、校長から教頭への文案であり、教頭の個人情報として整理している。

なお、請求人は「以前開示を受けた時全く存在していなかった」旨を主張しているが、当該文書については、平成31年3月5日付け、令和元年9月10日付け、令和2年7月27日付けで合計3回、令和4年9月13日付け開示時と同様に、請求対象の範囲外とした状態で開示決定を行っており、平成31年3月5日付けおよび令和元年9月10日付け開示決定については原本の閲覧による開示、令和2年7月27日付け開示決定については写しの交付による開示を行っている。

6 審査会の判断

審査請求人は、非開示部分の開示を要求しているが、実施機関は本決定を妥当としていることから、本件対象保有個人情報について改めて非開示情報該当性を検討した。また、請求対象外の部分の開示も要求しているが、本決定では開示請求者以外の部分として請求の対象外としていることから、この部分が対象外となるかどうかを検討し、以下のとおり判断する。

(1) 条例第16条第7号（評価等情報）の意義について

本号は、個人の評価等に関する保有個人情報を開示することにより、当該事務の適正な遂行を著しく困難にすると認められるとき、非開示とすることを定めたものである。

(2) 教員の氏名の非開示について

実施機関は、当該氏名を開示することになれば、今後、同種事例における聴き取り事務において、回答者は率直な意見やありのままの事実を回答することを差し控え、その結果、実施機関は正確な事実関係の把握が困難となり、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第16条第7号に該当す

ると主張する。

審査請求人は、非開示とされた教員はすでに退職の可能性が高く、個人情報非開示の要件にはあたらないと主張しているが、退職の有無にかかわらず、当該氏名を開示することになれば、今後、同種事例における聴き取り事務において、正確な事実関係の把握が困難となり、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の主張は一定程度是認できるところである。よって、当審査会としては、条例第16条第7号に該当し、非開示が妥当であると判断する。

(3) 請求対象外とした部分の妥当性について

実施機関は、本件対象文書について、請求対象の範囲外の部分が含まれていたため、本件対象文書の一部を保有個人情報の対象外としている。

当該部分については、校長から教頭への文案であり、審査請求人に係る個人情報ではない。また、これまでも同様の開示を複数回実施しており、いずれも対象外とし、開示決定通知書の備考欄にその理由として、開示請求者以外の情報と記載しているところであると主張する。

一方、審査請求人は、自らの事案への対応文書中の記載であり、自分の情報も含まれているものと考えたと主張している。

一般的に、開示請求者は、実施機関が自分のどのような個人情報をどのような形で保有しているのかを知り得ない立場にあるのであり、自己の個人情報が記載されているとして特定した文書の中に対象外の部分を含むのであれば、それを含めて全体が自己の個人情報であると考えるのが自然である。

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、実施機関が対象外とした内容は、確かに校長から教頭への文案ではあるものの、審査請求人本人に関連する情報が見受けられた。本人に関連性を有する情報を特定した文書から請求の対象外とすると、開示請求者の無用の不信を招くことにつながる可能性がある。

加えて、非開示の場合には決定通知書に付記される非開示の理由も対象外とした場合には示されないことを踏まえると、開示請求者の権利を不当に制約することがないように、文書の一部を対象外とする際には慎重な判断が求められるものといえる。

これらのことを勘案すると、保有個人情報開示請求において、開示対象文書中の請求者に係る保有個人情報を抽出する際には十分に慎重でなければならないというべきであり、本件において、請求者の個人情報に明確に含まれるとまでは解されないとしても、請求者に関連のある情報を対象外としたことは妥当ではない。

よって、当審査会としては、実施機関が開示請求対象外とした情報についても、請求の対象とした上で、改めて開示・非開示の決定を行うべきと判断する。

(4) 結論

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙 1 審査会の処理経過のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
R 4 . 1 1 . 8	・ 諮問書及び弁明書の受理
R 4 . 1 1 . 1 0	・ 実施機関に対して、対象公文書の提出依頼
R 4 . 1 1 . 1 1	・ 実施機関を經由して審査請求人からの反論書の受理
R 4 . 1 1 . 1 8	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 4 . 1 1 . 2 9	・ 審査請求人からの意見書の受理
R 5 . 2 . 1 5	・ 書面審理 ・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 審議 (令和4年度第6回第2部会)
R 5 . 3 . 2 3	・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和4年度第7回第2部会)
R 5 . 4 . 2 6	・ 審議 ・ 答申 (令和5年度第1回第2部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会長 (第一部会部会長)	高 橋 秀 治	三重大学人文学部教授
会長職務代理者 (第二部会部会長)	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
委 員	内 野 広 大	三重大学人文学部准教授
委 員	川 本 一 子	弁護士
委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
委 員	小 川 友 香	税理士
委 員	名 島 利 喜	三重大学人文学部教授
委 員	山 崎 美 幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、印を付した会長職務代理者及び委員によって構成される部会において調査審議を行った。